

# 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会

## 会報誌広告物の取扱いに関する規程

### (目的)

第1条 本事業は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下、「甲」という。）の会員企業の発展に資することを目的とする。本事業の利用者（以下、「乙」という。）は行政または公共団体、関連団体、甲が適当と認める関連事業者、民間事業者及び甲の会員とする。ただし、会費未納の甲の会員についてはこの限りでない。

また、本事業は、甲の発行する「宅建ふくおか」（以下、「会報」という。）を用いて、甲の会員に有益な情報を発信するために行うものであり、同封する書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。

### (同封に関する業種・事業者の範囲)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は同封しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する業種や事業者
- (2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)に抵触する事業者や法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (3) 上記の規制対象以外で、社会問題となっている業種や事業者
- (4) 消費者金融取引や商品先物取引またはこれらに類するもの
- (5) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (6) たばこに係るもの
- (7) ギャンブルに係るもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) その他、適当でないと甲が判断するもの

### (同封に関する広告内容の範囲)

第3条 次の各号に定める内容の広告は同封しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの
  - イ 公序良俗に反するおそれがあるもの
  - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - エ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くおそれがあるもの
  - オ 虚偽の内容を表示するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 社会問題等に関するもの
  - ク 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - ケ 広告の内容が明確でないもの
  - コ 甲及び甲の会員の信頼・品位をそこなうもの
  - サ 甲の事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれがあるもの
  - シ 甲及び甲の会員の業務と競合するもの
  - ス 甲及び甲の会員、第三者等に不利益を与えるもの
  - セ 物件募集広告に関するもの（公有地あっせん等公益事業を除く）
  - ソ 社会秩序を乱す次のような表現或いはコンテンツ
    - ・暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化するもの
    - ・醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
    - ・性に関する表現で、著しく猥褻性の高いもの
    - ・その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれのあるもの
    - ・投機、射幸心を著しくあおるもの
    - ・氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で利用したもの
  - タ 以前同封した広告物で甲及び甲の会員、第三者等から苦情申立て等を受け、広告として同封することが適当でないと甲が判断したもの
  - チ その他同封する広告として不適当と甲が認めるもの
- (2) 広告申込時または広告の表示期間中において、広告内容に関する法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告として同封することが適当でないと甲が判断したもの

(広告同封内容等の審査)

第4条 広告物同封については、所定の申込書に必要事項を記入し、広告物（データを含む）をあらかじめ甲に提出して、承認を受けなければならない。広告同封内容や乙に関する審査については、この要綱に基づき甲の総務委員会が行い、同封の可否を判断することとする。

当該広告同封事業を所管する総務委員会は、承認を行うに際して、乙に対して、広告内容や使用の変更を指示し、又は広告掲載の方法、日程など、必要条件を付すことができる。

修正条件付きで承認を受けた場合は、その修正条件を反映した原稿を提出し、その印刷物のみ同封できる。

なお、以前承認を受けた広告物であっても、同封の都度申請を行うものとし、甲の総務委員会が審査を行うこととする。

(広告同封に係る契約の解除及び承認の取り消し)

第5条 次の各号に該当する場合は、広告同封の承認を取り消すことができる。

- (1) 乙が第4条の規定による条件等に従わないとき。
- (2) 乙が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした時や、倒産等により広告を掲載する必要が無くなったときなど、特に必要があると甲が認めるとき。

(乙の責務等)

第6条 広告物及び広告の内容に関する責任は全て乙に帰属する。乙は次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、本事業の利用により、甲及び甲の会員・第三者等からの苦情並びに損害賠償の請求等の問題が生じたときは、乙の責任において解決し、甲は一切の責任を負わない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が甲の会員及び第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと。
- (3) 広告の内容等が承認などに基づく指示、条件に適合したものであること。
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に遵守すること。又はこれらに照らして適切な内容を含むこと。

(広告同封物の発送時期)

第7条 会報は奇数月の15日前後に発行する予定であるが、諸般の事情により日程が変更する場合もある。発行日によって、乙にトラブルや損害等が発生した場合にも、甲は一切の責任を負わない。

(広告同封費)

第8条 同封に係る利用料金は、甲が下記に定める料金体系に基づき、封入業者が送付する請求書に指定された期日までに支払いを完了すること。

(広告同封物の規格)

第9条 会報に同封する広告物は、原則としてチラシとする。サイズはA4版とし、B4・A3版の場合は二つ折り、B3・A2版の場合はA4サイズ以下に折った状態で納品することとする。なお、複数枚同封希望する場合は、原則としてホチキス止めをした状態で納品することとする。

(広告同封物の納品時期等)

第10条 会報に同封する広告物は、必要部数(会員相当数)を同封月前月の20日までに甲または封入業者へ納品することとする。会報の発行部数は会員数によって増減するため、同封する広告物の必要部数については申込み完了後、こちらから通知する。また、残部が生じても返却しないこととする。万一、甲の定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても同封は出来ない。

(申込み・諸手続き等)

第11条 本運営規定内容に同意した場合、別紙「宅建ふくおか(会報誌)広告同封サービス 申込書」に記名押印し、広告希望物(データを含む)を添え、同封希望月の前々月25日までに担当部署へ郵送または持参すること。以前承認を受けた広告物であっても、その都度同様の手続きを行うこととする。なお、本事業は先着順とするが、諸事情(広告物の厚み及び重量、広告物の内容等)により、不承認又は乙の希望利用月以外の承認となる場合がある。また、同封の順番も順不同として乙の希望にはそえない。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

注) 利用料金表 (税別)

5円/点	会員の福利厚生を提供する民間企業、会員企業等
------	------------------------

※広告物の重さ・厚みにより送料等別途費用が発生する場合があります。

会員数 (実数) で請求する。

※広告物作成等費用は各社負担。

**【本件に関する問合せ先】**

(公社) 福岡県宅地建物取引業協会 業務第1課

TEL (092) 631-1717

FAX (092) 631-0445

※ご記入いただきました個人情報については、本事業に関する連絡以外には利用いたしません。